

MSR-22-011

2022年4月1日

R1：2022年4月28日

(改定箇所を△印で示す)

三菱原子燃料株式会社

設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検

－設工認変更が必要な項目について－

1. はじめに

「分析設備関連 施工に関する調査状況について」(MSR-22-006 2022年2月14日)において、実機の工事状態と設工認申請書、使事検状況と異なる事例が認められている。このことを踏まえ、当社において、他設備・建物においても同様の事例がないか、総点検を実施した。このうち、設工認申請書を変更すべき項目について抽出し、設工認との相違が発生した原因を確認の上、設工認申請書を変更すべき点を整理した。更に、「使用前事業者検査記録に関する自主点検について」(MSR-22-015 2022年4月12日)および「建物火災区域境界に関する総点検 について」(MSR-22-016 2022年4月13日)においてそれぞれ使用前事業者検査記録の点検と建物火災区域境界における点検を実施した結果を踏まえ、設工認申請書を変更すべき点を整理した。これらの設工認申請書の変更にあたっては技術基準適合性の評価を実施し、影響がないことを確認した。



説明の追加

2. 総点検での抽出事例について

上述の通り、総点検において抽出された設工認申請書を変更すべき項目を設備について別紙 1-1 に、建物について別紙 1-2 に示す。

それぞれの項目は設工認への影響により以下の 4 つに分類した。

変更区分を変更すべきもの

仕様表の変更内容の記載の改造内容を変更すべきもの

機器図等図面を変更すべきもの

その他関連箇所



記載の適正化



記載の適正化

3. 設工認の変更について（新旧比較）

本資料において新旧比較表は添付しない。なお、新旧比較表の整理については以下のとおりとする予定である。

変更すべき項目毎に、変更区分記載箇所、仕様表、図面についての変更箇所を、設備について別紙 2-1 に、建物について別紙 2-2 に示す予定である。

共通の変更箇所（累積表、星取表など）については、設備について別紙 2-3 に、建物について別紙 2-4 に集約して示す予定である。



記載の適正化

なお、検査については、設備の「変更区分」に変更があるものの、検査の項目、方法自体の変更はない（別紙 2-3 参照）。また、建物、非常用設備については、一部に検査の方法に追加があるが、既存の工事番号に紐付く形での追加とする予定である（別紙 2-4 参照）。

また、「変更区分」を記載している添付書類の工事工程表については、「変更区分」の変更があるため載せる予定である（別紙 2-3,2-4 参照）。

4. 技術基準への適合性

本資料において技術基準への適合性の資料は添付しない。

全ての変更すべき項目について技術基準への適合性を設計番号毎に確認した。その結果を設備について別紙 3-1 に、建物について別紙 3-2 に示す予定である。

変更内容の記載の変更として、改造部分を既設としていたり、工事内容の記載が漏れていたりしたとしても、仕様に変更がなければ、技術基準への適合性について影響ないといえる。しかし、今回の総点検では、一部に仕様の変更を伴うものがある。これらについては技術基準への適合性を確認する必要がある。別紙 1-1、1-2 に適合性の確認結果をあわせて示す。

いずれも今回の変更により、技術基準への適合性に問題ないことを確認した。

（参考）各別紙の内容（別紙 2,3 は予定）

別紙	設備／建物	記載内容
別紙 1-1	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備毎の番号（No.） ・ 設工認上の問題点と設工認上の対応策 ・ 設工認で影響が及ぶ箇所（ページ数） ・ 技術基準適合性の評価結果
別紙 1-2	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の部位毎、非常用設備毎の番号 ・ 設工認上の問題点と設工認上の対応策 ・ 設工認で影響が及ぶ箇所（ページ数） ・ 技術基準適合性の評価結果
別紙 2-1	設備	別紙 1-1 の No. に対応する新旧比較表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設工認冒頭の変更区分の記載箇所 ・ 仕様表、追仕様表、材料一覧、図面
別紙 2-2	建物	別紙 1-2 の No. に対応する新旧比較表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設工認冒頭の変更区分の記載箇所 ・ 仕様表、追仕様表、主要な構造材の仕様表、各部位の仕様表、図面
別紙 2-3	設備	別紙 1-1 の No. に対応する新旧比較表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 2-1 以外のその他の変更箇所
別紙 2-4	建物	別紙 1-2 の No. に対応する新旧比較表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 2-2 以外のその他の変更箇所
別紙 3-1	設備	別紙 1-1 の No. に対応する技術基準影響評価
別紙 3-2	建物	別紙 1-2 の No. に対応する技術基準影響評価

注：表以外の四角囲み部分は商業機密を含むため非公開

以上

設工認の変更が必要となる項目について
 設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【設備】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表 (変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-1のNo.
1	分析設備	906	5次	表り設-2	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置 (1) 表面電離型質量分析装置 (2)	変更なし	分析	床アンカー新設、脚部新設を実施しているが、仕様表の変更内容に当該設備の変更内容を追記されていない。	設工認の変更区分を改造とし、変更内容に当該設備の変更内容を追記する。	5次 p.11 6次 p.86 7次 p.87	5次 p.267 6次 p.2162 7次 p.1700	5次 p.470 p.485 p.486	5次 p.162 p.177 p.178 p.302 p.498 p.545 p.662 p.760 6次 p.4294 p.4529 p.4554 p.4726 7次 p.2323 p.2517 p.2542 p.2789	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	1
2	分析設備	907	5次	表り設-3	不純物分析設備	固体発光分光分析装置 ICP質量分析装置 ICP発光分光分析装置 自動水分分析装置 炭素硫黄同時分析装置 自動ハロゲン分析装置 α線スペクトル分析装置	〃	〃	架台更新、床アンカー新設、拘束金具新設、脚部新設を実施しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	〃	5次 p.11 p.12 6次 p.86 7次 p.87	5次 p.269 p.270 p.271 6次 p.2164 p.2165 p.2166 7次 p.1702 p.1703 p.1704	5次 p.470 p.471 p.487 p.488 p.489 p.490 p.491 p.492 p.493	5次 p.162 p.177 p.180 p.181 p.182 p.187 p.302 p.498 p.545 p.663 p.760 6次 p.4294 p.4530 p.4554 p.4726 7次 p.2323 p.2518 p.2542 p.2789	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	2

設工認の変更が必要となる項目について
 設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【設備】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-1のNo.
3	分析設備	908	5次	表り設-4	物性測定設備	比表面積測定装置 嵩密度測定装置	変更なし	分析	架台更新、床アンカー新設、拘束金具新設、脚部新設、カバー更新を実施しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更区分を改造とし、変更内容に当該設備の改造内容を追記する。	5次 p.12 6次 P86 7次 P88	5次 p.272 6次 p.2167 7次 p.1705	5次 p.471 p.494 p.495	5次 p.162 p.166 p.177 p.188 p.189 p.190 p.302 p.498 p.545 p.663 p.760 6次 p.4294 p.4530 p.4554 p.4727 7次 p.2323 p.2518 p.2542 p.2789	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	3
4	分析設備	908	5次	表り設-4	物性測定設備	平均粒径測定装置	改造	分析	架台更新、床アンカー新設、拘束金具新設、脚部新設を実施しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更内容に当該設備の変更内容を追記する。	—	5次 p.272 6次 p.2167 7次 p.1705	5次 p.496	5次 p.188 p.189 p.190	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	4
5	分析設備	909	5次	表り設-5	試料回収ボックス	試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	〃	〃	床アンカー更新を実施しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	〃	—	5次 p.274 6次 p.2169 7次 p.1707	5次 p.482	5次 p.192 p.194	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	5
6	変更内容に関する記載不備	40	6次	表イ設-8	沈殿槽	沈殿槽	改造	転換	設工認申請時においては加水設備共通架台(図イ設-123)のベースプレートの厚みは全て□とする計画であったが、施工図が修正できておらず、そのままの施工図で施工したため、1箇所のベースプレートの厚みが□となっている。	設工認の記載について、当該ベースプレートの厚みを□から□厚に変更する。	—	—	6次 p.2919	—	設工認申請よりも厚い板厚を用いているが、強度が増加する方向であり問題ない。また、設備最下部での板厚増加であり、質量増加による耐震評価上の影響はない。	6
7	変更内容に関する記載不備(アンカー)	79	6次	表イ設-28	堰(ADUスクラバ)	堰(ADUスクラバ)(1) 堰(ADUスクラバ)(2)	改造	転換	本体の改造等に伴いアンカーを新規に打設する計画であったが、仕様表の技術基準に基づく設計(地震による損傷の防止)ならびに機器図に“新規”であることが明記されていない。(アンカー追設または本体の移設あり。)	設工認の記載について、新設アンカーであることを明記する。	—	6次 p.259 7次 p.267	6次 p.2727	—	アンカーの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。設備の移設については、臨界、火災、溢水等の技術基準への影響がないことを確認している。	7
8	変更内容に関する記載不備(アンカー)	137	6次	表イ設-55	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	改造	転換	本体の改造等に伴いアンカーを新規に打設する計画であったが、仕様表の技術基準に基づく設計(地震による損傷の防止)ならびに機器図に“新規”であることが明記されていない。(アンカー追設または本体の移設あり。)	設工認の記載について、新設アンカーであることを明記する。	—	6次 p.315 7次 p.319	6次 p.2800	—	アンカーの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。設備の移設については、臨界、火災、溢水等の技術基準への影響がないことを確認している。	8
9	変更内容に関する記載不備(アンカー)	180	6次	表イ設-80	箱形乾燥機	箱形乾燥機(1) 箱形乾燥機(2)	改造	転換	本体の改造等に伴いアンカーを新規に打設する計画であったが、仕様表の技術基準に基づく設計(地震による損傷の防止)ならびに機器図に“新規”であることが明記されていない。(アンカー追設または本体の移設あり。)	設工認の記載について、新設アンカーであることを明記する。	—	6次 p.365 7次 p.369	6次 p.2843	—	アンカーの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。設備の移設については、臨界、火災、溢水等の技術基準への影響がないことを確認している。	9

設工認の変更が必要となる項目について
 設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【設備】

No.	分類	安全機能 番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表 (変更内容他)	図面	その他関連個 所	技術基準の適合性	別紙3-1のNo.
10	変更内容に関する記載不備 (アンカー)	231	6次	表イ設-110	清澄液受槽	清澄液受槽	改造	転換	本体の改造等に伴いアンカーを新規に打設する計画であったが、仕様表の変更内容に明記されていない。(アンカー追設または本体の移設あり。)	設工認の記載について、新設アンカーであることを明記する。	-	6次 p.426 7次 p.430	-	-	アンカーの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。 設備の移設については、臨界、火災、溢水等の技術基準への影響がないことを確認している。	10
11	変更内容に関する記載不備 (アンカー)	721	6次	表ト設-液8	混合槽	混合槽	改造	転換	本体の改造等に伴いアンカーを新規に打設する計画であったが、機器図に“新規”であることが明記されていない。(アンカー追設または本体の移設あり。)	設工認の記載について、新設アンカーであることを明記する。	-	-	6次 p.3803	-	アンカーの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。 設備の移設については、臨界、火災、溢水等の技術基準への影響がないことを確認している。	11
12	変更内容に関する記載不備 (アンカー)	97	6次	表イ設-39	ガスヒータ	ガスヒータ (1) ガスヒータ (2)	改造	転換	本体の改造等に伴いアンカーを新規に打設する計画であったが、仕様表の技術基準に基づく設計(地震による損傷の防止)ならびに機器図に“新規”であることが明記されていない。(アンカー追設または本体の移設あり。)	設工認の記載について、新設アンカーであることを明記する。	-	6次 p.283	6次 p.2768	-	アンカーの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。 設備の移設については、臨界、火災、溢水等の技術基準への影響がないことを確認している。	12
13	変更内容に関する記載不備 (アンカー)	723	6次	表ト設-液9	集水槽(チェック)	集水槽 (チェック) A 集水槽 (チェック) B	改造	転換	本体の改造等に伴いアンカーを新規に打設する計画であったが、機器図に“新規”であることが明記されていない。(アンカー追設または本体の移設あり。)	設工認の記載について、新設アンカーであることを明記する。	-	-	6次 p.3805 p.3806	-	アンカーの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。 設備の移設については、臨界、火災、溢水等の技術基準への影響がないことを確認している。	13
14	変更内容に関する記載不備 (アンカー)	626	6次	表ト設-気15	気体廃棄設備(1) スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統)	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統)	改造	転換	本体の改造等に伴いアンカーを新規に打設する計画であったが、機器図に“新規”であることが明記されていない。(アンカー追設または本体の移設あり。)	設工認の記載について、新設アンカーであることを明記する。	-	-	6次 p.3785	6次 p.2253	アンカーの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。 設備の移設については、臨界、火災、溢水等の技術基準への影響がないことを確認している。	14
15	変更内容に関する記載不備	91	6次	表イ設-35	リサイクル粉受けホッパ	リサイクル粉スクリーフフィーダ	改造	転換	リサイクル粉スクリーフフィーダの改造に伴い老化していたケーシングも更新しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更内容にスクリーフフィーダのケーシングの更新を追記する。	-	6次 p.272 7次 p.280	-	-	スクリーフフィーダの設工認仕様からの変更はなく技術基準への影響はない。	15
16	変更内容に関する記載不備	93	6次	表イ設-36	ポリューマ	ポリューマ (1) ポリューマ (2)	改造	転換	ポリューマ (1) にもポリューマ (2) と同様にスクリーフフィーダにオイルパンを設置しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更内容にオイルパンの設置を追記する。	-	6次 p.274 7次 p.282	-	-	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	16
17	変更内容に関する記載不備	130	6次	表イ設-49	粉末充填ボックス	粉末充填ボックス	改造	転換	消火水侵入防止機構を設置しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更内容に消火水侵入防止機構の設置を追記する。	-	6次 p.302 7次 p.306	-	-	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	17
18	変更内容に関する記載不備	245	6次	表イ設-121	回転混合機	回転混合機	改造	成形	消火水侵入防止機構を設置しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更内容に消火水侵入防止機構の設置を追記する。	-	6次 p.448 7次 p.452	-	-	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	18
19	変更内容に関する記載不備	215	6次	表イ設-102	ろ過器(中間槽)	ろ過器 (中間槽) (1) ろ過器 (中間槽) (2)	変更なし	転換	他設備機器との干渉により、同一の位置での復旧が困難であったため、ろ過器 (中間槽) (1), (2) を移設しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更区分を「改造」とし、変更内容に当該設備の「移設」を追記する。	6次 p.24 7次 p.22	6次 p.410 7次 p.414	6次 p.2564	6次 p.101 p.2232 p.4288 p.4366 p.4475 p.4692 7次 p.2295 p.2463 p.2549 p.2766	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	19

設工認の変更が必要となる項目について
設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【設備】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表 (変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-1のNo.
20	変更内容に関する記載不備	221	6次	表イ設-105	洗浄液受槽	洗浄液受槽(1)	改造	転換	他設備機器との干渉により、同一の位置での復旧が困難であったため、洗浄液受槽(1)を移設しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。また、移設に伴いアンカーを打設しているが、仕様表の技術基準に基づく設計(地震による損傷の防止)ならびに機器図に“新規”であることが明記されていない。	設工認の変更内容に当該設備の「移設」を追記する。また、アンカーボルトの新規設置を追記する。	—	6次 p.416 p.417 7次 p.420 p.421	6次 p.2892	—	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	20
21	変更内容に関する記載不備	543	7次	表へ設-10	粉末容器構内運搬車	粉末容器構内運搬車	改造	成形	扉開閉時においても前室に収まるように運搬車の容器収納部を改造(短く)しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更内容に当該設備の改造内容を追記する。	—	7次 p.934	—	7次 p.2751	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	21
22	変更内容に関する記載不備	609	6次	表ト設-気2	気体廃棄設備(1)給気ファン(2)	気体廃棄設備(1)給気ファン(2) 給気ファン(第2核燃料倉庫、前室給気系統)	変更なし	気廃	使事検実施前に、既設アンカーの仕様 [] が設工認の記載内容と異なることが判明したため、設工認に合わせ、新規に [] を打設した。	設工認の変更区分を「改造」とし、変更内容にアンカーボルトの改造を追記する。	6次 p.62	6次 p.1712	6次 p.3769	6次 p.2251 p.4292 p.4389 p.4498 p.4702 7次 p.2307 p.2486 p.2559	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	22
23	変更内容に関する記載不備	610	6次	表ト設-気4	気体廃棄設備(1)排気ファン(1)	気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 排気ファン(付帯設備室内排気系統)	変更なし	気廃	排気ファンの溢水水位を確保するため、同ファンの基礎を改造(嵩上げ)しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認の変更区分を「改造」とし、変更内容に基礎の嵩上げを追記する。	—	6次 p.1716 7次 p.1476	6次 p.3733	6次 p.4389 p.4702 7次 p.2559 p.2784	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	23
24	変更内容に関する記載不備	634	6次	表ト設-気22	気体廃棄設備(1)スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	スクラバ(ウラン回収第2系列系統) (チェックタンク室局所排気系統(2))	改造	転換	仕様表の変更内容に「耐震補強のため、架台を撤去、新設する。」と記載しているが、架台の撤去、新設は実施していない。(設工認申請時に、耐震補強不要となった結論の反映漏れ。)	設工認の変更内容の「耐震補強のため、架台を撤去、新設する。」の記載を削除する。	—	6次 p.1776 7次 p.1494	—	6次 p.2254	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	24
25	変更内容に関する記載不備	637	6次	表ト設-気23	気体廃棄設備(1)排ガス分解装置	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造	転換	仕様表の変更内容に「耐震補強のため、制御盤を撤去し、移設する。」と記載しているが、制御盤の撤去、移設は実施していない。また、耐震補強のために新規に取付ボルトを取付けるとともに、老朽化に伴い一部の既設取付ボルトも交換している。	設工認の「耐震補強のため、制御盤を撤去し、移設する。」の記載を削除する。追加工事として、材料が特定できる記録のあるボルトに交換する。	—	6次 p.1778 p.1779	6次 p.3853	—	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	25
26	変更内容に関する記載不備	715	6次	表ト設-液6	地下集水槽	地下集水槽	改造	転換	使事検実施前に、既設アンカーの仕様 [] が設工認の記載内容と異なることが判明したため、設工認に合わせ、 [] を追設した。	設工認の記載として [] アンカーボルトを新設とする。	—	6次 p.1919 p.1983 7次 p.1519	6次 p.3799 p.3800	6次 p.5889	機器図と同じサイズのボルト []、ただし、材質を [] に変更を追設するものであり、影響はない。	26

設工認の変更が必要となる項目について
 設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【設備】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	設備・機器名称	変更区分	工程	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-1のNo.
27 R1 追加項目	設工認申請書の誤記	613	6次	表ト設-気11	気体廃棄設備(1)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)	気体廃棄設備(1)排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(分析室、分光分析室局所排気系統(2))	改造	気廃	仕様表の変更内容に「設置場所を変更する。(排気塔→屋内)」とあるが、実際には移動していない。図面では現物と同じく正しい位置に記載されている。	仕様表の変更内容から逆流防止ダンパの移動に関する内容を削除する。	-	6次 p.1739	-	-	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	27  追加項目
28 R1 追加項目	設工認申請書の誤記	656	6次	表ト設-気45	気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ	気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ	改造	気廃	材料一覧のアンカーボルト(高性能エアフィルタ(タイプ1,2,5))に実際に使用している□に加え、使用していない□が記載されている。	材料一覧のアンカーボルト(高性能エアフィルタ(タイプ1,2,5))から□を削除する。	-	6次 p.1966	-	-	使用していない材料記載の削除であり、技術基準への影響はない。	28
29 R1 追加項目	設工認申請書の誤記	611 643	6次	表ト設-気8 表ト設-気34	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ(2) 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ(3)	気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ 気体廃棄設備(2)高性能エアフィルタ	改造	気廃	気体廃棄設備(1)と気体廃棄設備(2)で使用している高性能エアフィルタ(タイプ6)の機器図(代表図)に□と書くところを□とボルトサイズを誤って記載している。なお、機器図(詳細図)は正しい記載となっている。	機器図(代表図)のボルト記載を□から□に修正する。	-	-	6次 p.3754	-	機器図(代表図)の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	29(1) 29(2)
30 R1 追加項目	設工認申請書の誤記	706	6次	表ト設-気85	気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	気体廃棄設備(6)排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統)	改造	気廃	廃液処理設備(3)の乾燥機とフードボックスは廃液処理室に設置している(7次:図ト配-液1)が、気体廃棄設備(6)局所排気の系統図(図ト系6-2(1/2))では洗浄室にあるように記載している。	廃液処理室の装置として、図ト系6-2(2/2)表1・表2の双方を引用するよう図ト系6-2(1/2)を修正する。なお、洗浄室には閉じ込め機能を期待していない装置が接続されているのでそれを記載する。	-	-	6次 p.3718	-	系統図に記載する設備の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	30
31 R1 追加項目	設工認申請書の誤記	656	6次	表ト設-気45	気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ	気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ (ベレット加工室内排気系統(2)) (ベレット加工室局所排気系統(2))	改造	気廃	高性能エアフィルタ(ベレット加工室内排気系統(2))と高性能エアフィルタ(ベレット加工室局所排気系統(2))において、仕様表および系統図に記載するフィルタ個数と番号を取り違えて記載した。	仕様表の員数および系統図に記載されたフィルタ個数と番号を修正する。	-	6次 p.1838	6次 p.3693 p.3694 p.3696 p.3697 p.3698 p.3700 p.3701 p.3702 p.3703 p.3704 p.3706 p.3707 p.3708 p.3709 p.3710 p.3711	-	仕様表および系統図の記載を適正化するものであり、技術基準への影響はない。	31

設工認の変更が必要となる項目について
設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【建物】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	対象部位	仕様表変更内容	各部位の仕様表	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-2のNo.
1	鉄扉交換/更新	{833} 工場棟 転換工場	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	鉄扉 (SD120)	記載なし	既設	建物の改修事に合わせて、スライド式鉄扉から横開き式鉄扉に交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。 (交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様：火災区域要件の材質/厚さ)	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.56 p.75 p.79 p.81 6次 p.156 p.186 7次 p.111	4次 p.591 p.595	4次 p.21 p.27 p.28 p.896	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	1,2,7,8,9
2	〃	〃	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	鉄扉 (SD155-2F)	記載なし	既設	建物の改修事に合わせて、老朽化していた既存鉄扉を交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。 (交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様：火災区域要件の材質/厚さ)	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.56 p.75 p.79 p.84 6次 p.156 p.189 7次 p.111	4次 p.592 p.595	4次 p.21 p.27 p.28 p.899	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	1,2,7,8,9
3	〃	{837} 工場棟 成型工場	4次	表ハ建-1	工場棟成型工場	鉄扉 (SD108)	記載なし	既設	建物の改修事に合わせて、既存鉄扉(自動扉式)を新規鉄扉(手動式)に交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。 (交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様：火災区域要件の材質/厚さ)	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.120 p.136 p.140 6次 p.650 7次 p.469	4次 p.591 p.596	4次 p.99 p.102 p.103 p.903	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	3,4,5,10
4	〃	〃	4次	表ハ建-1	工場棟成型工場	鉄扉 (SD109)	記載なし	既設	建物の改修事に合わせて、老朽化していた既存鉄扉を交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。(交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様(火災区域要件の材質/厚さ))	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.120 p.136 p.140 6次 p.650 7次 p.469	4次 p.591 p.596	4次 p.99 p.102 p.103 p.903	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	3,4,5,10
5	〃	〃	4次	表ハ建-1	工場棟成型工場	鉄扉 (SD114)	記載なし	既設	既設鉄扉のガラリ開閉部の老朽化に伴い、既設鉄扉の一部を部分更新(ガラリ部に銅板を追設)しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。	各部位の仕様表の記載を、「既設」→「更新」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉更新を追記する。	—	4次 p.120 p.136 p.139 p.140 6次 p.650 7次 p.469	4次 p.591 p.596	4次 p.99 p.903 p.101 p.113 p.565	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	3,4,5,10
6	〃	{847} 放射線 管理棟	4次	表ト建-1-1	放射線管理棟	鉄扉 (SD111,113)	記載なし	既設	既設鉄扉のガラリ開閉部の老朽化に伴い、既設鉄扉の一部を部分更新(ガラリ部に銅板を追設)しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。	各部位の仕様表の記載を、「既設」→「更新」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉更新を追記する。	—	4次 p.323 p.363 p.365 p.374 p.375 6次 p.1641 7次 p.1195	4次 p.591 p.597	4次 p.259 p.264 p.265 p.275 p.573 p.917	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	6

設工認の変更が必要となる項目について
設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【建物】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	対象部位	仕様表変更内容	各部位の仕様表	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-2のNo.
7	盛替	{833} 工場棟 転換工場	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	鉄扉 (SD131, 141)	記載なし	既設	設備工事(蒸発器フード新設)との干渉回避のため、盛替え時に新規鉄扉に交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。 (交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様：火災区域要件の材質/厚さ)	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.56 p.75 p.79 p.81 p.82 6次 p.156 p.186 p.187 7次 p.111	4次 p.591 p.595	4次 p.21 p.27 p.28 p.897	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	1,2,7,8,9
8	〃	〃	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	鉄扉 (SD134, 155-1F)	記載なし	既設	建物工事(柱脚部重石補強)との干渉回避のため、盛替え時に新規鉄扉に交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。なお、使事棟は“既設扱い”で実施している。(交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様(火災区域要件の材質/厚さ))	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.56 p.75 p.79 p.81 6次 p.156 p.186 7次 p.111	4次 p.591 p.595	4次 p.21 p.27 p.28 p.896	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	1,2,7,8,9
9	〃	〃	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	鉄扉 (SD301-1~3, 302)	記載なし	既設	建物工事(防護ネット新設)との干渉回避のため、盛替え時に新規鉄扉に交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。 (交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様：火災区域要件の材質/厚さ)	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.56 p.75 p.79 p.86 6次 p.156 p.191 7次 p.111	4次 p.595 p.593	4次 p.21 p.27 p.28 p.901	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	1,2,7,8,9
10	〃	{837} 工場棟 成型工場	4次	表ハ建-1	工場棟成型工場	鉄扉 (SD125)	記載なし	既設	転換工場側に新設する鉄扉との干渉回避のため、盛替え時に新規鉄扉に交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。 (交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様：火災区域要件の材質/厚さ)	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.120 p.136 p.142 6次 p.650 7次 p.469	4次 p.592 p.596	4次 p.99 p.102 p.103 p.904	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	3,4,5,10
11	〃	{847} 放射線 管理棟	4次	表ト建-1-1	放射線管理棟	間仕切り壁 (石膏ボード)	記載なし	既設 (一部新設)	設備工事(ダクトルート変更)との干渉回避のため、天井の盛替え工事の中で、CB壁の上部と屋根の隙間に新規石膏ボードを設置しているが、仕様表の変更内容及び各部位の仕様表に明記されていない。 設置した石膏ボードは、 <input type="text"/> 厚だが、火災区域の壁としては、1時間耐火以上が必要なので、 <input type="text"/> 厚以上の鋼板を追設する追加工事が必要。	仕様表の変更内容等に壁追設と追設壁の仕様を追記する。	—	4次 p.323 p.363 p.365 p.375 6次 p.1641 7次 p.1195	4次 p.591 p.597 p.612 p.731	4次 p.259 p.264 p.265 p.917 p.267 p.571 p.1035 p.1036	火災区域を構成する壁として、コンクリートブロック間仕切り壁(以下、CB壁という)の上部開口部にCB壁と同じ耐火時間(1時間)を有する厚さ <input type="text"/> の鋼板を追設する。追設する鋼板の耐火時間はCB壁と同じであり、今回の軽微変更による火災評価上の影響はない。 また当該CB壁は全面をCB壁として評価しているが、開口部を石膏ボードと鋼板に変えた場合、当該CB壁の質量は約22.9kN減る方向であり、今回の軽微変更による地盤評価及び耐震評価上の影響はない。	11
12	〃	{851} 付属建物 (除染室・ 分析室)	4次	表ト建-1-3	付属建物除染室・分析室	鉄扉 (SD152)	記載なし	既設	建物工事(柱脚補強)との干渉回避のため、盛替え時に新規鉄扉に交換しているが、仕様表の変更内容に明記はなく、各部位の仕様表では「既設」としている。 (交換した鉄扉は、既存鉄扉と同仕様：火災区域要件の材質/厚さ)	各部位の仕様表の記載を「既設」→「交換」に変更、仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	—	4次 p.348 p.369 p.378 6次 p.1624 p.1694 7次 p.1221	4次 p.591 p.598	4次 p.260 p.283 p.284 p.920	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	12,16

設工認の変更が必要となる項目について
設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【建物】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	対象部位	仕様表変更内容	各部位の仕様表	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-2のNo.
13	変更内容に関する記載不備	{833} 工場棟 転換工場	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	鉄扉 (2箇所)	記載なし	-	建物工事(鉄骨ブレース新設)と干渉するため、2箇所の既設鉄扉を閉止措置し鋼板として取り扱う予定であったが、仕様表の変更内容及び各部位の仕様表に明記されていない。この扉は火災区域境界の一部であるため、窓部やガラリ部を鋼板で閉止する追加工事が必要。	仕様表の変更内容等に鋼板による閉止を追記する。	-	4次 p.56 p.75 p.79 p.81 6次 p.186 p.157 7次 p.111	4次 p.591 p.595	4次 p.21 p.27 p.28 p.897 p.41 p.560	当該鉄扉の窓、ガラリ部を既存鉄扉と同じ耐火時間(1時間)を有する板厚 [] の鋼板で閉止することにより、当該既存鉄扉全体が同じ耐火時間となることから、今回の軽微変更による火災評価上の影響はない。またその他の評価項目に対しても、仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	13
14	〃	{847} 放射線 管理棟	4次	表ト建-1-1	放射線管理棟	壁 (RC)	記載なし	-	「6-a.壁新設補強工事」の中で、平面図に示している工事範囲外の箇所を一部補修している壁があるが、仕様表の変更内容及び各部位の仕様表に明記されていない。	仕様表の変更内容等に当該壁の補修を追記する。	-	4次 p.373	4次 p.591 p.735 p.741	4次 p.915	鉄扉開口部は鉄筋コンクリート壁として評価しており、今回の軽微変更による地盤評価及び耐震評価上の影響はない。また、当該鉄筋コンクリート壁は、当該壁周辺の既存鉄筋コンクリート壁と同じ厚さ [] とし、既存の壁と同じ耐火時間(3時間)とすることから、火災評価上の影響はない。	14
15	〃	{851} 付属建物 (除染室・ 分析室)	4次	表ト建-1-3	付属建物除染室・分析室	間仕切り壁 (石膏ボード)	記載なし	-	「8-d.間仕切り壁更新工事」の中で、平面図に示している工事範囲外の箇所にも石膏ボードを追設しているが、仕様表の変更内容及び各部位の仕様表に明記されていない。	仕様表の変更内容等に間仕切り壁の追設を追記する。	-	4次 p.369 p.347 p.380 6次 p.1624 p.1695 7次 p.1221	4次 p.591 p.612 p.598 p.611 p.752 p.921 p.754	4次 p.1035 p.260 p.283 p.284 p.921	火災区域を構成する壁としてコンクリートブロック間仕切り壁(以下、CB壁という)の側面に独立してCB壁と同じ耐火時間(1時間)を有する石膏ボード(厚さ [] 以下、PB壁という)を追設する。追設するPB壁の耐火時間はCB壁と同じであり、今回の軽微変更による火災評価上の影響はない。 また当該CB壁は全面をCB壁として評価しているが、上部を開口部とし、その壁に沿って開口部を塞ぐようにPB壁を設置した場合、全体の質量は約71.8kN減る方向であり、今回の軽微変更による地盤評価及び耐震評価上の影響はない。	15
16	〃	〃	4次	表ト建-1-3	付属建物除染室・分析室	鉄扉 (SD150, 151)	記載なし	交換	「8-d.間仕切り壁更新工事」の中で、当該壁に設置していた扉を新規鉄扉に交換しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	-	4次 p.369 p.347 6次 p.1624 7次 p.1221	4次 p.591 p.598	4次 p.260 p.283 p.284	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	12.16
17	〃	{869} 付属建物 (第2廃棄物 処理所)	6次	表ト建-1-3	付属建物第2廃棄物処理所	鉄扉 (SD149)	記載なし	新設	「8-c.耐火壁追設工事」の中で、当該壁に設置していた扉を新規鉄扉に交換しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	仕様表の変更内容等に鉄扉交換を追記する。	-	6次 p.1593 p.1675 p.1678 p.1689 7次 p.1266	6次 p.2294	6次 p.1498 p.1504 p.2208 p.4740	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	17
18	〃	〃	6次	表ト建-1-3	付属建物第2廃棄物処理所	耐火壁 (石膏ボード)	記載あり	追設	設工認申請時は石膏ボードを追設する計画であったが、工事計画の進捗に伴い、一部の壁については既存壁(コンクリートブロック)のみで安全機能を満足することがわかった。工事範囲の見直しを行ったが、設工認への反映が出来ていなかったため、設工認の記載見直しと再検査が必要。	各部位の仕様表他、石膏ボード追設の旨の記載を削除する。	-	-	6次 p.2290 p.2301	-	当初追設予定の壁の取り止めであるが、壁を追設しなくても必要な耐火時間を満足しており、影響はない。	18
19	〃	{893} 通信連絡設備 (電話設備)	6次	表ト建-1-4	付属建物第3廃棄物倉庫	電話設備	改造について記載あるが、増設については記載なし	改造*	電話設備を増設しているが、仕様表の変更内容に明記されていない。	設工認に増設を記載する。	7次 p.83	7次 p.1284 p.1293	7次 p.1861 p.1864	7次 p.2318 p.2390 p.2507 p.2545 p.2749 p.2911	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	19

設工認の変更が必要となる項目について
 設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【建物】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	対象部位	仕様表変更内容	各部位の仕様表	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-2のNo.
20	変更内容に関する記載不備	{900} 自動火災報知設備 火災感知設備	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	自火報感知設備 (2箇所)	改造について記載あるが、増設については記載なし	撤去及び改造*	消防法に基づく点検において、旧トイレ室の撤廃と防護カバーの設置に伴い、火災感知器を2箇所増設する必要があることが判明。設工認の記載見直しと追加工事/検査が必要。	設工認に増設を記載する。	4次 p.8	4次 p.57 p.58 6次 p.157 p.158 7次 p.112 p.113	4次 p.815	4次 p.2345 p.2402 p.2459 p.457 p.431 p.448 p.525 p.891 5次 p.655 p.678 6次 p.4522 p.4545 7次 p.2320 p.2376 p.2510 p.2533 p.2742	消防法に準拠する変更であり問題ない。	20
21	〃	〃	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	自火報感知設備 (1箇所)	〃	〃	設工認記載の設置位置と異なる場所に火災感知器が設置されているため、設工認の記載見直しと再検査が必要。	図面を変更する。	—	—	4次 p.815	4次 p.2459	消防法に準拠する変更であり問題ない。	21
22	〃	〃	4次	表ト建-1-3	付属建物除染室・分析室	自火報感知設備 (1箇所)	改造について記載あるが、増設については記載なし	改造*	消防法に基づく点検において、旧トイレ室の撤廃に伴い、火災感知器を1箇所増設する必要があることが判明。設工認の記載見直しと追加工事/検査が必要。	設工認に増設を記載する。	4次 p.8	4次 p.348 p.349 6次 p.1624 p.1625 7次 p.1221 p.1222	4次 p.826	4次 p.2345 p.438 p.512 p.520 p.529 p.893 p.2415 5次 p.655 p.680 6次 p.4523 p.4547 7次 p.2320 p.2383 p.2511 p.2535 p.2745	消防法に準拠する変更であり問題ない。	22
23	〃	〃	6次	表ト建-1-3	付属建物第2廃棄物処理所	自火報感知設備 (1箇所)	改造について記載あるが、増設については記載なし	改造*	消防法に基づく点検において、遮熱板の設置に伴い、火災感知器を1箇所増設する必要があることが判明。設工認の記載見直しと追加工事/検査が必要。	設工認に増設を記載する。	6次 p.82	6次 p.1594 p.1601 7次 p.1267 p.1274	6次 p.2500	6次 p.4523 p.2018 p.2082 p.2091 p.2175 p.4293 p.4344 p.4452 p.4683 7次 p.2511 p.2321 p.2389 p.2544 p.2630 p.2749	消防法に準拠する変更であり問題ない。	23
24	〃	〃	7次	表へ建-1-1	付属建物第3核燃料倉庫	自火報感知設備 (1箇所)	記載なし	変更なし*	設工認には明記のない消防法に基づいて設置した火災感知器が各1箇所あるため、設工認の記載見直しと追加検査が必要。	設工認に増設を記載する。	—	7次 p.844	7次 p.1845	—	消防法に準拠する変更であり問題ない。	24

設工認の変更が必要となる項目について
設工認“変更内容”の記載内容に関する総点検結果【建物】

No.	分類	安全機能番号	次数	仕様表番号	仕様表名称	対象部位	仕様表変更内容	各部位の仕様表	設工認上の問題点	設工認上の対応策	変更区分	仕様表(変更内容他)	図面	その他関連箇所	技術基準の適合性	別紙3-2のNo.
25	変更内容に関する記載不備	{900} 自動火災報知設備 火災感知設備	4次	表ホ建-1-1	工場棟組立工場	自火報感知設備(1箇所)	記載あり	増設及び改造*	〃	図面を変更する。	—	4次 p.172 6次 p.1065 7次 p.759	4次 p.821	—	消防法に準拠する変更であり問題ない。	25
26	〃	〃	4次	表ハ建-1	工場棟成型工場	自火報感知設備(1箇所)	記載あり	増設及び改造*	〃	〃	—	4次 p.121 6次 p.651 7次 p.470	4次 p.820	7次 p.2589	消防法に準拠する変更であり問題ない。	26
27	〃	{904} 緊急対策設備 誘導灯	4次	表イ建-1	工場棟転換工場	誘導灯(1箇所)	記載なし	変更なし*	消防法に基づく点検において、避難通路ではないところに誘導灯が設置されていることが判明。設工認どおりの設置場所ではあるが、適切な位置に移設が必要。設工認の記載見直し、追加工事および再検査が必要。	設工認に改造を記載する。	4次 p.9	4次 p.57 6次 p.68 7次 p.157 7次 p.169 7次 p.112 p.124	4次 p.794	4次 p.431 p.448 p.451 p.525 p.891 p.2347 p.2403 5次 p.678 p.660 6次 p.4545 p.4527 7次 p.2376 p.2533 p.2742 p.2322 p.2515	消防法に準拠する変更であり問題ない。	27
28 R1 追加項目	〃	{844} 加工棟 成型工場	2次	表ハ建-1	加工棟成型工場	鉄扉(1箇所)	記載なし	—	加工棟成型工場2階のフィルタ室入口は火災区域境界となっているため、フィルタ室との境界にある鉄扉には、火災時に閉止する機構が付いたガラリが必要だが、既存の鉄扉には当該機構のないガラリが付けられていた。	仕様表の変更内容等に鉄扉ガラリの鋼板による補修を追記する。	—	2次 p.35 6次 p.643 7次 p.462	2次 p.253	2次 p.17 p.24 p.241	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	28  追加項目
29 R1 追加項目	〃	{855} 付属建物 第2核燃料倉庫	4次	表ヘ建-1-1	付属建物第2核燃料倉庫	鉄扉(SD91)	記載なし	—	第2核燃料倉庫の外周は火災区域境界となっているため、入口にある鉄扉には、火災時に閉止する機構が付いたガラリが必要だが、既存の鉄扉には当該機構のないガラリが付けられていた。	仕様表の変更内容等に鉄扉ガラリの鋼板による補修を追記する。	—	4次 p.217 p.243 p.246 p.247 p.912 6次 p.1201 7次 p.875	4次 p.591 p.597 p.714 p.715	4次 p.197 p.199 p.201 p.203 p.569 p.611	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	29
30 R1 追加項目	〃	{851} 付属建物 除染室・分析室	4次	表ト建-1-3	付属建物除染室・分析室	壁(RC)	記載なし	—	除染室・分析室の作業室(2)の外周は火災区域境界となっているため、西側前室との境界壁にあるガラリには、火災時に閉止する機構が付いたガラリが必要だが、既存のガラリには当該機構のないガラリが付けられていた。	仕様表の変更内容等に壁ガラリの鋼板による補修を追記する。	—	4次 p.347 p.369 p.371 p.378 p.920 6次 p.1624 p.1694 p.4758 7次 p.1221	4次 p.591 p.598 p.752 p.753	4次 p.260 p.283 p.289 p.575 p.1034	仕様表の変更内容の記載の見直しであり、仕様に変更はなく、影響はない。	30